

長門市最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する工事又は製造(以下「工事等」という。)に係る入札において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項の規定に基づく最低制限価格制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 最低制限価格制度の対象は、予定価格が200万円を超え3,000万円未満の工事等とする。ただし、総合評価方式により落札者を決定するものを除くものとする。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、次の各号により算出された価格とする。

(1) 土木系工事(土木等一般工事) 予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10+共通仮設費の9/10+現場管理費の9/10+一般管理費等の7/10」(各費目毎に所定の率を乗じたもの(小数点以下を切捨て)を合計し、次のアからウのとおり切り上げた価格)とする。

ア 1,000万円以上の場合は10万円未満を切り上げた価格とする。

イ 100万円以上1,000万円未満の場合は1万円未満を切り上げた価格とする。

ウ 100万円未満の場合は千円未満を切り上げた価格とする。

(2) 土木系工事(土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事) 予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10+機器単体費(「当該機器の製作工場等において機能や性能の確認(品質証明等を含む)がなされて調達されるもので、施工現場等において加工等を必要としないもの」を調達する費用をいう。)の9.2/10+共通仮設費の9/10+現場管理費の9/10+一般管理費等の7/10」(各費目毎に所定の率を乗じたもの(小数点以下を切捨て)を合計し、次のアからウのとおり切り上げた価格)とする。

ア 1,000万円以上の場合は10万円未満を切り上げた価格とする。

イ 100万円以上1,000万円未満の場合は1万円未満を切り上げた価格とする。

ウ 100万円未満の場合は千円未満を切り上げた価格とする。

(3) 営繕系工事（建築工事、営繕系機械設備工事及び営繕系電気設備工事）予定価格の算出基礎となった「直接工事費 10/10+共通仮設費の 9/10+現場管理費の 9/10+一般管理費等の 7/10」（各費目毎に所定の率を乗じたもの（小数点以下を切捨て）を合計し、次のアからウのとおり切り上げた価格）とする。

ア 1,000 万円以上の場合 10 万円未満を切り上げた価格とする。

イ 100 万円以上 1,000 万円未満の場合 1 万円未満を切り上げた価格とする。

ウ 100 万円未満の場合 千円未満を切り上げた価格とする。

(4) 前号に規定する営繕系工事において、直接工事費の額は、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費の額は、現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、現場管理費相当額は、次のとおり算定する。

ア イを除く営繕系工事 直接工事費に 10 分の 1 を乗じた額（小数点以下切捨て）

イ 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事 直接工事費に 10 分の 2 を乗じた額（小数点以下切捨て）

(5) 前各号の規定にかかわらず、特殊な機械設備工事、特殊な電気設備工事及び解体工事については、入札額（入札書比較価格を超えるものを除く。）の最低価格申込者から 5 者（入札参加者が 5 者未満の場合は全者）の入札額の相加平均値（千円未満の端数切捨て）に 0.9 を乗じて得た価格（千円未満の端数切捨て）とする。

（最低制限価格の決定）

第 4 条 予定価格の決定者は、入札日までに前条に定める方法により最低制限価格を算定し、予定価格調書に最低制限価格を記載のうえ、封入・封印しておくものとする。

（入札参加者への周知）

第 5 条 入札執行者は、最低制限価格が設定されていること、及び最低制限価格を下回る入札が行われた場合は当該入札をした者は落札者となれないことを入札前に周知する。

（落札者の決定）

第 6 条 入札執行者は、最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。なお、最低制限価格を下回る入札をした者を不落札とする。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、落札者の決定をくじ引きにより行うものとする。

(その他)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。